10　防災研究地域連携推進官は、地震及び火山に関する調査研究並びに防災科学技術に関する研究開発の成果の普及に関する地域社会との連携の推進に関する専門的事項についての指導及び助言に当たる。

11　測地学専門官は、地震及び火山に関する学術研究の推進に関する専門的事項についての指導及び助言に当たる。

［項を削る。］

（国際戦略企画官及びユネスコ協力官）

第七十条　本省に、国際戦略企画官及びユネスコ協力官それぞれ一人を置く。

2　［略］

3　ユネスコ協力官は、国際統括官のつかさどる職務のうち国際連合教育科学文化機関が実施する事業への我が国の参加及び協力に関するものを助ける。

［項を削る。］

（企画官並びに感染症対策専門官、美術品補償調査官、アイヌ文化振興調査官及び国立アイヌ民族博物館運営推進調査官）

第八十条　［略］

2～6　［略］

第八十二条　削除

8　防災研究地域連携推進官は、地震及び火山に関する調査研究並びに防災科学技術に関する研究開発の成果の普及に関する地域社会との連携の推進に関する専門的事項についての指導及び助言に当たる。

9　地震火山専門官は、地震及び火山噴火に関する学術研究の推進に関する専門的事項についての指導及び助言に当たる。

10　専門調査官は、命を受けて、地震・防災研究課の所掌事務のうち専門的事項についての調査並びに企画及び立案に関するものに参画する。

（国際戦略企画官、ユネスコ協力官及びユネスコ調査官）

第七十条　本省に、国際戦略企画官、ユネスコ協力官及びユネスコ調査官それぞれ一人を置く。

2　［同上］

3　ユネスコ協力官は、国際統括官のつかさどる職務のうち国際連合教育科学文化機関が実施する事業への我が国の参加及び協力に関するもの（ユネスコ調査官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

4　ユネスコ調査官は、国際統括官のつかさどる職務のうち国際連合教育科学文化機関が実施する事業に関する専門的事項についての調査に関するものを助ける。

（企画官並びに感染症対策専門官、美術品補償調査官、アイヌ文化振興調査官及び国立アイヌ民族博物館設立推進調査官）

第八十条　［同上］

2～6　［同上］

（地域日本語教育推進室及び日本語教育推進室並びに日本語教師養成専門官及び日本語教育評価専門官）

第八十二条　国語課に、地域日本語教育推進室及び日本語教育推進室並びに日本語教育調査官、日本語教師養成専門官及び日本語教育評価専門官それぞれ一人を置く。

2　地域日本語教育推進室は、地域における外国人に対する日本語教育に関する事務（外交政策に係るもの並びに総合教育政策局及び高等教育局並びに日本語教育推進室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　地域日本語教育推進室に、室長及び地域日本語教育調整専門官一人を置く。

4　地域日本語教育調整専門官は、地域における外国人に対する日本語教育に関する専門的事項についての調整、指導及び助言（外交政策に係るもの並びに総合教育政策局及び高等教育局並びに日本語教育推進室の所掌に属するものを除く。）に当たる。

5　日本語教育推進室は、日本語教育機関における外国人に対する日本語教育及び日本語教師の資格に関する仕組みに関する事務（外交政策に係るもの並びに総合教育政策局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

6　日本語教育推進室に、室長並びに日本語教育調査官及び日本語教師養成研修専門官それぞれ一人を置く。

7　前項の日本語教育調査官は、日本語教育機関における外国人に対する日本語教育に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（外交政策に係るもの並びに総合教育政策局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）に当たる。

8　日本語教師養成研修専門官は、日本語教師の資格に関する仕組みに関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。